岩手保健医療大学ガバナンス・コード

学校法人 二戸学園 令和2年1月29日 制定

本ガバナンス・コードは、日本私立大学協会が制定した「私立大学版ガバナンス・コード<第1版>」に基づき、学校法人二戸学園岩手保健医療大学の運営上の基本的指針を示したものである。

学校法人二戸学園岩手保健医療大学ガバナンス・コード 目次

前	文		• • • 1
第 1	章 大	(学の自主性と自律性の確保)	
1	- 1	建学の精神	• • • 2
1	-2	教育・研究の目的	
	1)	建学の精神に基づく教育の基本方針	• • • 2
	2)	建学の精神に基づく研究の基本方針	• • • 3
1	-3	建学の精神・理念を達成するための中期計画の策定	
	1)	中期計画の策定	• • • 3
	2)	社会的責任等	• • • 4
-		人運営の安定性と継続性	
2	2-1	理事会	
	1)	意思決定機関としての役割	• • • 4
	2)	理事会の議決事項の明確化と議決結果の正確な記録	• • • 4
	3)	理事及び大学運営責任者に対する業務執行の監督	• • • 4
	4)	学長への権限委任	• • • 4
0	5)	理事会の実効性のある開催	••• 5
2	2 - 2	理事	_
	1)	理事の責務(役割・職務・監督責任)の明確化	• • • 5
	2)	学内理事の役割	•••5
	3) 4)	外部理事の役割	• • • 5
9	$\frac{4}{2} - 3$	理事の研修機会の提供 監事	••• 5
_	1)	監事の責務(役割・職務範囲)	5
	2)	監事の異任	• • • 5
	3)	監事監査基準の運用	• • • 6
	4)	監事監査室中の建加 監事業務を支援するための体制整備	• • • 6
2	2-4	評議員会	O
	1)		• • • 6
	2)	評議員会の機能強化等	• • • 7
2	,	では で	,
_	1)	評議員の選任	• • • 7
	2)	評議員への情報提供と研修機会の提供	• • • 7
	- /	THE PROPERTY OF THE PARTY OF WELL AND A MEDICAL PROPERTY OF THE PARTY	•

第3章 教学のガバナンス		
3-1 学長・学部長		
1) 学長の責務	• • • 7	7
2) 学部長の責務	• • • 7	7
3-2 教授会	• • • {	3
第4章 社会的信頼性		
4-1 学生に対する信頼性の確保		
1) 教育方針の明示等	• • • 8	3
2) 学修環境の保持	• • • 8	3
4-2 大学の信頼性を高めるための役員	・教職員の資質向上等	
1) 教職協働による大学運営	• • • 8	3
2) ユニバーシティ・ディベロッフ	*メント・・・ !	9
4-3 社会の信頼性を高める取組み		
1) 認証評価と自己点検・評価	(9
2) 社会貢献・地域連携	• • • 9	9
4-4 危機管理と法令遵守		
1) 危機管理体制の整備と取組み	• • 1 ()
2) 法令遵守の意識向上と取組み	• • 1 ()
第5章 透明性の確保		
5-1 情報公開		
1) 法令上の情報公開	• • 1 ()
2) 自主的な情報公開	• • 1 1	1
5-2 情報公開の手段等	• • 1 1	1

学校法人二戸学園岩手保健医療大学(以下、本法人)は、学校教育法、私立学校法などの法令を遵守し、適正かつ透明性の高い大学運営を行っています。今後とも高い公共性を追求するとともに、時代の変化と要請に柔軟に対応し、社会から信頼され持続的に発展する高等教育機関としてあり続けるため、本学が加盟する日本私立大学協会が策定した「日本私立大学憲章 私立大学版ガバナンス・コード〈第1版〉」に準拠し、「岩手保健医療大学ガバナンス・コード」を制定しました。

本法人は、社会から信頼され必要とされる高等教育機関として、学生や本法人を取巻く多くのステークホルダーに安心と安全な教育研究環境を提供し、社会で活躍できる有益な人材を育成し輩出する責務を果たし、また社会的責任ある学校法人であることを、このガバナンス・コードを通して公表します。

また、学生の学びと社会との良好な関係をより深めるべく、理事長、理事、監事、評議 員及び全ての教職員が本ガバナンス・コードを理解し、実行状況を検証し、大学運営につ いて常に見直しを進めてまいります。

なお、章立て、項目は「日本私立大学協会憲章 私立大学版ガバナンス・コード<第1版>に準じます。

日本私立大学協会憲章 私立大学版ガバナンス・コード<第1版> | 日本私立大学協会 | 日本 私立大学協会 (shidaikyo. or. jp)

第1章 大学の自主性と自律性の確保

1-1 建学の精神

人々の生活と健康を高め 地域社会に貢献する ケア・スピリットを備えた保健医療人

1-2 教育・研究の目的

1) 建学の精神に基づく教育の基本方針

本学の建学の精神・理念に基づく看護学部の教育理念・教育目標等は、次のとおりです。

<教育理念>

人々の生活と健康を高めるため、豊かな人間性・社会性を培い、ケア・スピリットをもって、科学的根拠に基づく看護の専門的知識・技術を実践に活かせる能力を養い、多職種と協働しつつ、地域社会の保健医療福祉に貢献できる看護実践者を育成する。

<教育目標>

建学の精神、教育理念の基に、次のような教育目標を掲げ、教育を展開します。

- (1) 周囲の人々とコミュニケーションを保ちながら社会人としての自覚をもって生活できる人間力を培う。
- (2) 看護する相手を全人的・共感的に理解する能力を培う。
- (3) 看護する相手とのパートナーシップを築き、ケア・スピリットに裏付けられた、看護を実践する能力を養う。
- (4) 科学的根拠に基づく看護学のコアとなる知識と技術を修得し、これを活かして、判断力をもって状況に即応した看護を実践する能力を養う。
- (5) 看護職ならびに多職種と連携・協働してチームとなって活動する能力を養う。
- (6) 地域社会のために、自らの専門性を活かして活動する心構えを培う。
- (7) 看護専門職者としての向上を常に心がけるとともに、豊かに成長し続ける素地を培う。

-3つのポリシー-

<アドミッション・ポリシー(入学者受入方針)> 本学は、次のような志を持つ人を受入れます。

- 看護に関心を持ち、将来、看護師または保健師として地域社会に貢献したいという 強い意欲をもつ人
- 他者と協力して問題解決できる、協調性とコミュニケーション能力をもつ人
- 人間の尊厳を理解し、世代を超えて人とかかわることのできる人

<カリキュラム・ポリシー(教育課程編成方針)>

本学の教育目標を達成するために、次の方針に基づいて教育課程を編成しています。

- 基礎科目は、総合人間科学として、人間力や看護する対象の全人的・共感的な理解、コミュニケーション能力に重点を置き、人間理解のために「思考の基礎と方法」「自己・他者の理解」「生活・社会の理解」の3科目群を設置する。
- 専門基礎科目は、看護とその対象理解ベーシックとして、パートナーシップや科学的な根拠に重点を置き、健康(健康課題も含む)の理解のために「自然・環境の理解」「健康の理解」「保健と環境」の3科目群を設置する。
- 専門科目は、科学的根拠に基づく看護のコアとなる知識と技術、ケア・スピリットに 重点を置き、看護の理解のために「基盤の理解」「実践の理解」の2 科目群を設置す る。

○ 統合科目は、看護の統合的理解として、多職種連携・協働や地域社会、看護専門職者 としての成長に重点を置き、「在宅看護の理解」「地域・公衆衛生看護の理解」「看護の 総合の理解」の3 科目群を設置する。

<ディプロマ・ポリシー(学位授与方針)>

本学では次の能力を有していることを重視し、所定の単位を修めた学生に対して卒業を 認定します。

○人間力

周囲の人々とコミュニケーションを通して理解し合い、協働することができる。

- ○ケア・スピリット
 - 相手の人生にとっての最善を目指して、自ら進んでケアに向かう姿勢を発揮できる。
- ○人間の実践的理解

ケアの相手の意向・気持ち・状況を共感的に理解しようと努めることができる。

○専門的知識・技術とその臨床実践

看護ケアに必要なコアとなる専門的知識・技術を備え、臨床の場での具体的な対応に活かすことができる。

- ○多職種連携・チームワーク
 - チームメンバーや多職種のケア従事者たちと連携・協働することができる。
- ○アドボカシー

ケアの相手の側に立って、そのよい人生のために支援し、必要に応じて代弁ができる。

2) 建学の精神に基づく研究の基本方針

本学の建学の精神・理念に基づく研究の方針は次のとおりです。

<研究活動の基本方針>

保健医療人である本学の研究者たちが、ケア・スピリットをもって、保健医療の教育に関する研究及び人々の生活と健康について地域社会に貢献する研究を推進する。

<社会的に適切な研究の推進>

- (1) 常に研究倫理に留意し、関係する法令・ガイドライン等を遵守し、社会的に適切に研究を進めます。
- (2) 特に人を対象とする研究においては、被験者保護に十分留意し、研究に参加することによる被験者の害を必要最小限に留める計画を立て、かつ被験者による研究内容について予測される害やリスク等を含め、適切に理解した上での同意に基づき、研究に参加していただくことを原則とします。
- (3) 捏造・改ざん・盗用をはじめとする研究上の不正行為を防ぐために、研究管理体制と研究環境の整備に配慮するとともに、その一環として研究倫理に関する研修を適切に行います。

1-3 建学の精神・理念を達成するための中期計画の策定

1) 中期計画の策定

- (1) 中期計画は、経営サイド、教学サイド及び事務サイドが現状分析、建学の精神とこれを達成するための将来ビジョンを共有し、共同して策定します。
- (2) 中期計画は、安定した経営を行うため、認証評価の結果や中期的な学内外の環境変化を着実に捉えながら、信頼性のある適切な内容となるよう努めます。
- (3)中期計画は、法人に置く「中期計画・評価委員会」において常にその進捗状況を把握管理するとともに、その結果を内外に公表し、大学運営の透明性を高めていきます。
- (4) 中期計画が財政的な裏付けに基づいた計画となるよう、経営サイドとそれを支えるスタッフの経営能力の向上に努めます。
- (5) 策定された中期計画は、経営サイドと教職員が内容を常に共有し、改革の実現のため、「中期計画・評価委員会」の分析評価に加え、広く教職員からの意見が反映されるような仕組みを構築します。

- (6) 中期計画は、6年間の計画とし、以下のような内容を盛込んだものとします。
 - ・ 建学の精神・理念に基づき育成する人材像とこれを実現するための教育・研究 の在り方と方向性
 - ・ 教育・研究活動、社会貢献活動を改善・充実していくための具体的方策
 - ・ 経営・ガバナンスの改善・強化方策と役員・教職員の意識を高めるための方策
 - ・ 法人運営、大学運営の透明性を高めるための仕組みと積極的な情報公開
 - より充実した教育・研究を推進のための教育・研究環境の整備
 - ・ 教育の質を高めるために必要な財政基盤の安定化と適切な予算執行 等

2) 社会的責任等

- (1) 本学の教育・研究の質の向上を図り、社会に貢献してくため、運営基盤の強化を図るとともに、大学運営の透明性を確保し、社会的信頼性を高めていきます。
- (2) 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団等の関係機関、 教職員、学生の保証人、卒業生等のステークホルダーとの良好な関係を保ち、常に公 共性を念頭に置いた法人運営に努めます。
- (3) 男女共同参画社会への対応や障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針 (平成27年2月24日閣議決定)を尊重し、大学運営に際しては、これらの多様性へ の対応に十分留意します。

第2章 法人運営の安定性と継続性

2-1 理事会

1) 意思決定機関としての役割

理事会は、本法人の経営強化と教育・研究の充実を念頭に置いて業務を決します。なお、 議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わりません。

2) 理事会の議決事項の明確化と議決結果の正確な記録

- (1) 理事会において議決すべき重要事項を寄附行為に明示するとともに、議決手続等の詳細は、別途「理事会運営規程」を定め運用していきます。
- (2) 理事会において議決された事項は、将来のために議事録に正確に記録し、保管します。

3) 理事及び大学運営責任者に対する業務執行の監督

- (1) 理事会は、各理事及び教学責任者である学長、学部長等の業務評価を行い、その評価に基づいた改善策を提示していきます。
- (2) 理事会は、適時的確な情報共有が行われるよう努めるとともに、内部統制やリスク管理体制の整備とそれに基づく運用に努めます。

4) 学長への権限委任

- (1) 大学運営が円滑で適切に行われるよう、学長に必要な教学上の権限を委ねています。
- (2) 学長は、教職員に大学運営に必要な事務を分担させ、そのための体制と必要な規程を整備し、教職員が自らの任務や位置付けを理解して業務に当たるよう努めます。
- (3) 委任された教学事項は、教授会を中心に関連委員会等で審議・検討し、これを学長が最終決定する際の重要な判断材料とするなど、教育・研究の自律性と専門性を担保します。

5) 理事会の実効性のある開催

理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に全理事が共有できるようにするとともに、十分な審議時間を確保します。

2-2 理事

1) 理事の責務(役割・職務・監督責任)の明確化

- (1) 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理します。
- (2) 理事長を補佐する理事として常勤の理事を置くとともに、各理事の役割や理事長の代理・代行権限の順位についても明確に定めます。
- (3) 理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めています。
- (4) 理事は、法令及び寄附行為等の学内諸規程等を遵守し、本法人のために忠実にその職務を遂行します。
- (5) 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
 - ① 役員(理事・監事)は、その任務を怠り、本法人に損害を与えた場合やその職務 を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合は、当該役員は、 これを賠償する責任を負います。
 - ② 役員が本法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合にあっては、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うと判断されるときは、連帯して責任を負います。
 - ③ 役員の本法人に対する責任が過重とならないよう、損害賠償責任の減免ができる旨の規程を整備します。
- (6) 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、これを理事長及び監事に報告します。
- (7) 本法人と理事の利益が相反する事項については、当該理事は議決権を有しません。 また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を 開示し、承認を受けるものとします。

2) 学内理事の役割

教職員である理事は、その知識・経験・能力を活かし、持続的、安定的な大学運営のための業務執行に努めます。

3) 外部理事の役割

- (1) 理事には、複数名の外部理事(私立学校法第38条第5項に該当する理事)を選任します。
- (2) 外部理事は、理事会において専門的な見地や外部から見た客観的な意見等、多様な視点から意見を述べ、理事会の活性化に寄与することを期待しています。
- (3) 外部理事に対しては、審議事項に関する情報について、会議開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

4) 理事の研修機会の提供

理事の教育等に関する知識を深めるため、学外の関係機関が実施する研修への参加や本学が行う教学上の研修(FD等)への参加を働きかけるなど、十分な研修機会を設けるよう努めます。

2-3 監事

1) 監事の責務(役割・職務範囲)

- (1) 監事は、理事と同様に善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。 (2-2の1)の(5)に同じ。)
- (2) 監事は、その責務を果たすため、「監事監査基準」に基づき業務を遂行するとともに、理事会その他の業務上必要な会議に適宜出席し、業務の質がより高まるよう努めます。
- (3) 監事は、本法人の業務運営、財産の状況及び大学の教学事項について監査します。 また、理事の業務執行の状況についても監査します。
- (4) 監事は、本法人の業務等に関し不正行為や法令・寄附行為違反等を発見したときは、 文部科学大臣に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。
- (5) 上記報告の必要があるときは、理事会・評議員会の開催を要請するものとします。
- (6) 監事は、理事の行為により本法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該 理事に対し当該行為を止めさせることを請求します。

2) 監事の選任

- (1) 監事は、業務の独立性確保の観点から、理事会の審議(選出)と評議員会の同意を 経た上で選任します。
- (2) 監事は、2名以上置きます。
- (3) 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任と退任時期について考慮します。

3) 監事監査基準の運用

- (1) 監事の監査が機能的に実施されるよう「監事監査基準」を定め運用します。また、その内容は、教職員に十分周知します。
- (2) 監事は、年間の監査計画を策定し、理事、教職員等の関係者に通知します。
- (3) 監事は、「監事監査基準」に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書として理事会及び評議員会に報告するとともに、ホームページを通して公表します。

4) 監事業務を支援するための体制整備

- (1) 監事、公認会計士及び内部監査室の三者による監査結果について、意見交換の場を 設定(三様監査)し、監査の充実に努めます。
- (2) 監事に対して学外の研修会への参加など、十分な研修機会の提供に努めます。
- (3) 本法人は、監事に対し、審議事項等に関する情報について理事会・評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。
- (4) 監事が業務を遂行するに当たっては、本法人に置く内部監査室を中心に事務局が全面的に支援・協力します。

2-4 評議員会

1) 諮問機関としての役割

次に掲げる事項について、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聴きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができません。

- (1)予算、借入金(年度内で償還する一時借入金を除く。)及び重要な資産の処分に関する事項
- (2) 毎年度の事業計画及び中期計画に関する事項
- (3) 寄附行為の変更
- (4)役員報酬等に関する基準

- (5) 監事の選任に関しての同意
- (6) 本法人の合併及び解散

2) 評議員会の機能強化等

- (1) 評議員会がよりその機能が果たせるよう、評議員から意見を引き出す議事運営方法 (開催回数等を含む。) の改善に努めます。
- (2) 評議員会は、上記1)の寄附行為に定めるあらかじめ意見を述べる事項のほか、広く本法人が行う業務、財産の状況、役員の業務執行の状況について報告を求め、意見を述べることができます。

2-5 評議員

1) 評議員の選任

- (1) 評議員の人数は、理事人数の2倍以上の人数をもって構成します。
- (2) 評議員は、次に掲げる者としています。
 - ① 本法人の教職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
 - ② 本法人の設置する学校を卒業した者で年齢が25年以上のもののうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
 - ③ 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者(学識経験者)
- (3) 評議員は、本法人の業務執行等に対する意見陳述や諮問等に適切に応えるため、さまざまなステークホルダーから、広範かつ有益で客観的な意見具申が期待できる者を選出することとしています。
- (4) 評議員は、各選出区分により推薦された者について、理事会において審議し選任します。

2) 評議員への情報提供と研修機会の提供

- (1) 本法人は、評議員に対し諮問事項等に関する情報について、会議開催の事前・事後のサポートを十分に行うよう努めます
- (2) 本法人は、評議員に対し、学外の関係機関が実施する研修への参加や本学が行う教 学上の研修(FD等)への参加の働きかけ等、十分な研修機会を設けるよう努めます。

第3章 教学のガバナンス

3-1 学長・学部長

1) 学長の責務

- (1) 学長は、「学則」に掲げる教育目的を達成するため、教学運営を統括し、所属教職員を統督します。
- (2) 教職員が学長の大学運営方針、中期計画、理事会での本法人の経営情報等を十分理解・共有できるよう、適時適切な周知に努めます。

2) 学部長の責務

学部長は、「看護学部学部長選考等規程」の規定に基づき、学部の校務をつかさどり、学長不在の場合に、その職務を代行します。

3-2 教授会

教授会は、「学則」に規定するとともに、別途「教授会規程」を定め運用しています。教授会は、大学運営の中核的機関として位置付け、以下の事項について審議することとしています。

- (1) 学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べる。
 - ① 学生の入学、卒業に関すること。
 - ② 学位の授与に関すること。
 - ③ その他、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- (2) 学長がつかさどる教育研究に関する次の事項について審議し、学長の求めに応じて 意見を述べることができる。
 - ① 教育課程の編成に関すること。
 - ② 学生の厚生補導に関すること。
 - ③ 学生の賞罰に関すること。
 - ④ 教員の任用に伴う教育研究業績等の審査に関すること。
 - ⑤ その他教育研究に関すること。

第4章 社会的信賴性

4-1 学生に対する信頼性の確保

1) 教育方針の明示等

教育に関する3つのポリシーを明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋を示すととも に、入試要項、学生便覧及びホームページ等に明示します。

- (1) 3つのポリシーについて、それぞれの関連性をわかりやすく明示します。
 - ① 入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)
 - ② 教育課程編成方針 (カリキュラム・ポリシー)
 - ③ 学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)
- (2) 学修評価基準、進級要件、卒業・修了基準等をわかりやすく明示します。
- (3) 授業評価や自己点検・評価を実施し、学生に対してもその結果を開示します。
- (4) 上記の評価結果等を分析し、学生の学修成果が高まるよう、教育内容や方法等の改善、学修環境、学修指導の改善等に取り組みます。

2) 学修環境の保持

ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、その排除・改善等の取り 組みを進めます。

4-2 大学の信頼性を高めるための役員・教職員の資質向上等

1) 教職協働による大学運営

実効性のある中期計画の策定、実行、検証・評価を行い、大学の質の向上を確実なものとするため、教員と事務職員が適切な業務分担と連携によって、組織的で安定的・効率的な大学運営に努めます。

2) ユニバーシティ・ディベロップメント

役員、教職員が建学の精神に基づいた大学運営、教育・研究活動等を一体となって推進 し、社会的価値を高める下記のような取組みを推進します。

- (1) ボード・ディベロップメント (BD)
 - ① 理事は、中期計画及び毎年度の事業計画を業務執行の中核に据え、評価と改善策 (PDCA)を明示します。
 - ② 監事は、毎年度の監査結果について、理事会及び評議員会に具体的な内容を記載した報告書を提出します。
 - ③ 上記①及び②の職責を果たすための経営能力や管理能力を高めるため、外部研修 等を含めたより多くの研鑽機会を設けます。
- (2) ファカルティ・ディベロップメント (FD)
 - ① 教育に係る3つのポリシーの実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、各 教員は毎年度、個々の教育・研究活動について評価し、改善策 (PDCA) を明示 します。
 - ② 教員個々の教授能力と組織としての機能の高めていくため、教授会の下に置く「FD委員会」を中心に、年次計画(研修テーマ、研修対象等)に基づき推進していきます。
- (3) スタッフ・ディベロップメント (SD)

教職員のそれぞれの専門性と資質の向上を図るため、SD推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。

また、教職員の知見を高めるため、文部科学省や私学団体等が実施する各種の研修に積極的に参加させます。

4-3 社会の信頼性を高める取組み

1) 認証評価と自己点検・評価

(1) 認証評価

法律に基づく認証評価機関による評価(認証評価)を定期的に受審し、評価結果を 踏まえて教育・研究の質の向上、管理運営面の改善に取組むとともに、これらの結果 を本法人の中期計画に反映させます。

- (2) 自己点検と評価結果を踏まえたPDCAサイクルの構築
 - 教育目標や組織目標の実現に向け、それぞれの目標の達成状況及び各種課題の改善 状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改革・改善を 進めるための仕組み(PDCAサイクル)を確立します。
- (3) 学内外への情報公開

自己点検や改革・改善に係る情報、本学の教育・研究に関する各種の情報をホームページ等により積極的に公開していきます。

2) 社会貢献・地域連携

- (1)本学の人的資源を活用し、公開講座の開催や地域課題の解決に向けた関係団体等の活動への協力等、社会や地域の発展に貢献するための活動を推進します。
- (2) 多様な社会人を受入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供していきます。

4-4 危機管理と法令遵守

1) 危機管理体制の整備と取組み

- (1) 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取組みます。
 - ① 災害時の学内体制・連絡網の整備、危機管理マニュアルの作成、避難訓練等の実施
 - ② 不祥事(ハラスメント等)への学内対応体制の整備、関連規程の整備
- (2) 災害防止、不祥事防止への取組み
 - ① 学生のための危機管理マニュアルの作成、研修等の実施
 - ② 減災・防災のための施設の点検、設備・備品等の整備
 - ③ 学生用のハラスメント防止マニュアルの作成、研修等の実施
 - ④ 情報セキュリティの現状点検と必要な整備、教職員・学生への研修の実施
 - ⑤ その他必要なリスク防止対策の検討

2) 法令遵守の意識向上と取組み

- (1)役員、教職員は、すべての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則及び学内諸規程(以下「法令等」という。)への遵守意識を高めるとともに、相互チェック体制を確立する等の取組みを進めることで社会的信頼性を高めていきます。
- (2) 法令等に違反する行為やそのおそれがある行為に関する通報・相談(公益通報)の窓口を定め、不適切な事案については、関連規程に定める委員会等を中心に的確に対応していきます。

第5章 透明性の確保

5-1 情報公開

1) 法令上の情報公開

学校教育法施行規則、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等に基づき、本法人及び本学の活動の透明性を高めるため、適切な情報をわかりやすく公表します。

- (1) 教育・研究に関する情報
 - ① 大学の教育研究上の目的
 - ② 入学者受入方針 (アドミッション・ポリシー)
 - ③ 教育課程編成方針 (カリキュラム・ポリシー)
 - ④ 学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー)
 - ⑤ 教育研究上の基本組織
 - ⑥ 教員組織、教員数、各教員の学位及び業績、入学者数、収容定員及び在学者数、卒業者数、進学者及び就職者数、進学・就職等の状況
 - (7) 授業科目、授業方法・内容及び年間授業計画
 - ⑧ 学修成果に係る評価及び卒業・修了認定基準
 - ⑨ 校地、校舎等の基本的な施設・設備の状況、学生の課外活動環境の状況
 - ⑩ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用
 - ⑪ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係わる支援
- (2) 学校法人に関する情報
 - ① 財産目録·貸借対照表·収支計算書
 - ② 寄附行為

- ③ 監事の監査報告書
- ④ 役員名簿(個人の住所を除く)
- ⑤ 役員報酬に関する基準
- ⑥ 事業報告書
 - ・ 法人の概要(本法人の所在地・連絡先、理事・監事・評議員の氏名、理事・監事の略歴(所属機関や職業等)、関係する学校)
 - ・ 事業の概要(主な事業の目的・計画及びその進捗状況)
 - ・ 財務の概要(収支及び財産(財産目録、貸借対照表、収支計算書)の状況)

2) 自主的な情報公開

上記 1)の他、下記のような情報についても積極的に公表していきます。

- (1) 中期計画及び毎年度の事業計画
- (2) 認証評価等の外部評価の結果
- (3) 学則及び教学に係る主要学内規程
- (4) 大学間連携、地域連携等に関する情報

5-2 情報公開の手段等

- (1)情報公開の手段・方法は、インターネットを使用した Web 公開を中心に、日本私立 学校振興・共済事業団が管理する「大学ポートレート」や大学案内、各種パンフレッ ト等の媒体を適切に活用していきます。
- (2) 上記 5-1 の 1 の (2) 及び 2)の (1) に関する情報については、Web 公開に加え、大学事務室に備え置き、請求があれば閲覧に供することとします。
- (3) 上記(2) 閲覧に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした「情報公開方針」を策定します。
- (4) その他、オープンキャンパス、進学説明会等をとおして必要な情報を公開するとと もに、各種メディアを通した情報提供をしていきます。

以 上